

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会事務局規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会定款第34条第3項の規定に基づき、事務局の本所及び支所の組織等に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 事務局の本所及び支所に次の課及び係を置く。

(1) 本 所

ア 総務課

①総務係

イ 福祉課

① 地域福祉係

② 生活支援係

ウ 在宅介護課

① 福祉サービス係

(2) 支 所

ア 地域福祉係

イ 福祉サービス係

(分掌事務)

第3条 前条の課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。

1 本所

(1) 総務課

ア 総務係

- ①法人運営に関すること（理事会・評議員会・監事会・各種委員会等）
- ②定款、規則及び諸規程に関すること（登記・定款変更・規程・規則等）
- ③職員人事、処遇管理に関すること（給与・労務・福利厚生・辞令・役職員研修）
- ④公印の管理に関すること
- ⑤本所・支所の管理運営に関すること
- ⑥本所・支所職員の就業管理に関すること
- ⑦文書の收受、発送及び保存に関すること
- ⑧表彰に関すること
- ⑨各支所の指導及び連絡調整に関すること
- ⑩関係行政機関及び団体との連絡調整に関すること
- ⑪財務会計等会計事務に関すること（予算・決算・経理事務・給与・旅費支給）
- ⑫会費及び寄附金に関すること（会費・寄附金受付受領・備品・共同募金等）
- ⑬財産管理に関すること（積立基金・本所支所施設及び固定資産物品、一般物品等）
- ⑭公用車の管理に関すること

- ⑮契約に関すること
- ⑯その他処務財務に関すること

(2) 福祉課

ア 地域福祉係

- ①地域福祉を目的とする事業の企画及び実施に関すること
- ②事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成に関すること（地域福祉活動計画策定・要援護者実態調査・施設、団体との連携等）
- ③社会福祉に関する活動への住民への参加・参画の支援に関すること
- ④地区福祉活動等の育成指導に関すること（ふれあいサロンの推進・地区社協の設置並びに育成）
- ⑤補助事業・受託事業に関すること
- ⑥介護予防事業に関すること
- ⑦苦情解決及び心配ごと相談事業に関すること
- ⑧福祉サービス利用支援事業に関すること
- ⑨各種資金貸付事業に関すること（生活福祉資金貸付・法外援護資金貸付事業）
- ⑩共同募金支会事業に関すること（支会業務）
- ⑪日本赤十字社地区事業に関すること（市地区業務）
- ⑫社会福祉関係機関・団体との連携、協働及び支援に関すること
- ⑬地域福祉システムづくり推進事業に関すること（近隣福祉ネットワーク事業）
- ⑭災害援護に関すること
- ⑮広報、啓発に関すること（広報誌の発行等）
- ⑯ボランティアセンター事業に関すること（相談受付・登録・各種講座・研修会等）
- ⑰ボランティアセンター運営委員会に関すること
- ⑱ボランティア組織化推進事業に関すること
- ⑲福祉教育事業に関すること
- ⑳その他ボランティアに関すること

イ 生活支援係

- ①生活困窮者自立支援事業に関すること
- ②無料職業相談事業に関すること
- ③その他地域福祉に関すること
- ④職業無料紹介所設置に関すること

(3) 在宅介護課

ア 福祉サービス係

- ①指定居宅介護支援事業に関すること
- ②指定通所介護事業に関すること
- ③指定訪問介護事業に関すること
- ④指定訪問入浴介護事業に関すること
- ⑤障害者総合支援事業に関すること
- ⑥介護報酬請求事務に関すること

- ⑦生きがい活動支援通所事業に関する事
- ⑧食の自立支援事業に関する事
- ⑨指定特定相談支援事業に関する事
- ⑩介護保険事業運営管理に関する事
- ⑪その他福祉サービスに関する事

2 支所

(1) 地域福祉係

- ア 支所の業務に関する事
- イ 文書の收受、発送および保存に関する事
- ウ 財務会計等会計事務に関する事（支所経理事務）
- エ 会費及び寄附金に関する事（会費・寄附金受付受領・備品・共同募金等収納事務）
- オ 公用車の管理に関する事
- カ 地域福祉事業全般の相談、受付及び本所との連携に関する事
- キ ふれあいサロンの推進
- ク 地区社協の事業の連絡調整に関する事
- ケ ボランティアセンター事業に関する事（相談受付、情報収集・提供、事業推進等）
- コ 心配ごと相談事業に関する事
- サ 福祉サービス利用支援事業に関する事
- シ 共同募金支会業務推進に関する事（支所業務）
- ス 日本赤十字社地区業務推進に関する事（支所業務）
- セ その他地域福祉に関する事

(2) 福祉サービス係

- ア 指定訪問介護事業に関する事
- イ 指定訪問入浴介護事業に関する事
- ウ 介護報酬請求事務に関する事
- エ 障害者総合支援事業に関する事（身体障害者・知的障害者・児童居宅介護）
- オ その他福祉サービスに関する事

(職の設置)

第4条 事務局の本所及び支所の事務を処理するため、次の職を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 課長
- (4) 課長補佐
- (5) 係長
- (6) 主任主査
- (7) 主査
- (8) 主任主事

- (9) 主事
 - (10) 主任主事補
 - (11) 主事補
- 2 会長が必要と認めたときは、在宅介護課福祉サービス係介護事業所に主任を置くことができる。
 - 3 会長が必要と認めたときは、前項の規定に関わらず臨時又は非常勤の職員を置くことができる。
 - 4 職員は、会長が任免する。

(職 務)

第5条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、会長の命を受けて事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (2) 前項に規定する職員以外は、上司の命を受けて所属の事務に従事する。

(委 任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成18年1月4日制定の社会福祉法人志布志市社会福祉協議会事務局規程は廃止する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

(第1条、第3条、第4条の改正)

この規程は、令和2年4月1日から適用する。

(第2条(組織)第1号本所 ア総務課の追加、イ福祉課③ボランティア係の削除、②生活支援係の追加、第3条(分掌事務)第1項、第1号総務課の追加、第2号福祉課、ウ ボランティア係の変更、イ 生活支援係の追加)

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

(第4条(職の配置)第1項第6号主任主査の追加、第8号主任主事の追加、第10号主任主事補の追加、第2項の追加)

※ 参考資料 【社会福祉法人 志布志市社会福祉協議会事務局組織図】

